

第61号（令和3年2月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例【道路局施設課】	3
[規則]	
△ 横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局管路保全課】	4
[告示]	
△ 公印の廃止【総務局行政・情報マネジメント課】	6
△ 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第6号）ほか18件の要領公表【財政局財政課】	7
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	8
△ 同 【財政局税制課】	9
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	10
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】	12
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】	19
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	20
△ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【環境創造局水・土壌環境課】	21
△ 美化推進重点地区の区域の指定【資源循環局街の美化推進課】	22
△ 自動販売機の届出対象地区の区域の指定【資源循環局街の美化推進課】	24
△ 横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	26
△ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	27
△ 同 【港湾局管財第一課】	28
△ 横浜市港湾施設条例第30条第1項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	29
[公告]	
△ 土地区画整理審議会委員選挙の候補者の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	30
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】	31
△ 公共下水道事業計画の変更【環境創造局下水道事業マネジメント課】	33
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	34
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	35
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】	36
△ 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	37
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	38

△	同	【建築局調整区域課】	39
△	同	【建築局調整区域課】	40
△	同	【建築局調整区域課】	41
△	同	【建築局調整区域課】	42
△	同	【建築局調整区域課】	43
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局市街地建築課】	44
△	同	【建築局調整区域課】	45
△	同	【建築局調整区域課】	46
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	47
△	同	【建築局建築指導課】	48
△	同	【建築局建築指導課】	49
△	同	【建築局建築指導課】	50
[区公告]			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【西区総務課】	51
△	同	【西区総務課】	52
△	同	【西区総務課】	53
[水道局]			
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）	【経理課】	54
[交通局]			
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）	【経営管理課】	55
△	公印の廃止	【総務課】	56
[医療局病院経営本部]			
△	特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）	【病院経営課】	57
[市選挙管理委員会]			
△	政治活動用ポスター掲示の禁止期間	【選挙課】	58
[正誤]			
			59

条 例

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月25日

横浜市 長 林 文 子

横浜市条例第1号

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（令和元年6月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第2号

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,000 円

」を「

3,100 円

」に、

「

6,300 円
2,700 円

」を「

6,400 円
2,800 円

」に、

「

6,000 円
270 円
110 円
160 円
240 円

」を「

6,100 円
280 円
120 円
170 円
250 円

」に、

「

490 円
650 円
1,100 円
1,600 円

」を「

500 円
660 円
1,200 円
1,700 円

」に、

「

360 円
1,200 円

」を「

380 円
1,300 円

」に、

「

1,000 円

」を「

950 円

」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市下水道条例施行規則別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この規則による改正後の横浜市下水道条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示


横 浜 市 告 示 第 80 号

公 印 の 廃 止

次 の と お り 公 印 を 廃 止 す る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 滝 頭 保 育 園 長 印	令 和 3 年 4 月 1 日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>

横 浜 市 告 示 第 81 号

令 和 2 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ） ほ か 18 件
の 要 領 公 表

令 和 3 年 2 月 19 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 2 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ） ほ か 18 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第82号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年2月10日	特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地の6	令和2年1月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第83号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年2月16日	公益財団法人横浜市シルバー人材センター	港南区上大岡西一丁目6番1号	令和2年1月1日

横浜市告示第84号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成28年3月横浜市告示第138号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年1月5日	特定非営利活動法人化学物質過敏症支援センター	中区南仲通4丁目39番地	(新)平成27年12月1日から令和7年11月30日まで
			(旧)平成27年12月1日から平成32年11月30日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成29年3月横浜市告示第139号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年12月15日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	(新)平成28年1月1日から令和7年11月30日まで
			(旧)平成28年1月1日から平成32年11月30日まで

3 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成25年8月横浜市告示第536号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和3年1月22日	特定非営利活動法人おもしろ科学たんけん工房	磯子区中原四丁目1番30号	(新)平成25年5月20日から令和7年11月30日まで
			(旧)平成25年5月20日から平成32年11月30日まで

4 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成28年3月横浜市告示第137号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
-------	-----------	-----------------	--------------------

		所在地	
令和2年 12月9日	特定非営利活動 法人よこはま成 年後見つばさ	保土ヶ谷区釜 台町5番5号	(新)平成27年12月1日 から令和7年11月30 日まで
			(旧)平成27年12月1日 から平成32年11月30 日まで

5 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成31年1月横浜市告示第1号）により告示した内容の変更

変更年月 日	法人又は団体の 名称	主たる事務所 又は事業所の 所在地	寄附金税額控除の対 象となる日又は期間
平成31年 2月26日	特定非営利活動 法人かながわ福 祉移動サービス ネットワーク	(新)港北区錦が 丘15番11号	(新)平成30年1月1日 から令和5年1月31 日まで
		(旧)港北区新横 浜一丁目16番 地の2	(旧)平成30年1月1日 から平成35年1月31 日まで

6 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成28年1月横浜市告示第36号）により告示した内容の変更

変更年月 日	法人又は団体の 名称	主たる事務所 又は事業所の 所在地	寄附金税額控除の対 象となる日又は期間
令和2年 8月27日	(新)認定NPO法 人若葉台	旭区若葉台二 丁目9番804 号	(新)平成27年4月1日 から令和3年2月28 日まで
	(旧)特定非営利活 動法人若葉台		(旧)平成27年4月1日 から平成33年2月28 日まで

7 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月 日	法人又は団体の 名称	主たる事務所 又は事業所の 所在地	寄附金税額控除の対 象となる日又は期間
令和3年 2月1日	学校法人サンモ ール・インター ナショナルスク ール	中区山手町83 番地	(新)平成20年1月1日 から令和8年1月31 日まで
			(旧)平成20年1月1日 から平成33年3月8 日まで

横浜市告示第85号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する令和3年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文子

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量、地質調査（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、本告示に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載がない者が、入札に参加しようとする場合
- (2) 名簿に登載のある者が、既に登録のある工種又は種目以外の工種又は種目について入札に参加しようとする場合

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく24か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年

金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。

(5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。

ア 工事の入札に参加する者は、別表1に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類

イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、登録を希望する種目に対応する業種

(7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種の細目に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第3条第1項の許可に代わり、造船法（昭和25年法律第129号）第2条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること。）。また、希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去5年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）の細目に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。

(8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第1号から第6号までのほか、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去5年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。

(9) 前号の規定にかかわらず、別表2及び別表3に掲げる種目（別表2のコード001から202までを除く。）の履行実績について

て、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が6か月以上となる場合に限り、履行実績として認めるものとする。

- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表2に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。

4 入札参加資格審査申請の手続

(1) 受付期間

令和3年4月1日(木)から随時に受け付ける(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで(以下「休日等」という。))を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。ただし、特定調達契約に係る入札公告に基づき申請する場合の受付期間については、当該入札公告に定める期間とする。

(2) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、直ちに第4号に定める提出書類を前号の期間に第3号に定める部署に直接持参又は郵送しなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス (<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>)

なお、横浜市ホームページにアクセスできない場合は、次号の部署に連絡すること。

(3) 受付場所

ア 工事

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10(横浜市庁舎11階)

横浜市財政局契約部契約第一課

電話 045(671)2228

イ 物品・委託等及び設計・測量等

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10(横浜市庁舎11階)

横浜市財政局契約部契約第二課

電話 045(671)2186

(4) 提出書類

ア 商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書(個人営業の場合は、身

分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書)

イ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ 委任状（委任する場合のみ）

オ 工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し
ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写しに代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表（申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前2年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等の写し）

カ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか次の書類を提出すること。

(ア) 営業許可・認可証の写し

(イ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等の写し）

キ 物品・委託等の入札に参加する者で、別表2に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書の写し等）

ク 組合の提出書類

(ア) アからキまでに定める書類

(イ) 組合の定款

(ウ) 組合役員名簿

(エ) 組合員名簿

(オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては

(ア) から(エ)までに定める書類のほか、次の a 及び b の書類

a 官公需適格組合証明書の写し

b 官公需共同受注規約

(5) 工事の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合は、前号アから

エまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え前号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。

(6) 物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある種目以外の種目について入札に参加しようとする場合は、第4号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第4号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。

(7) 工事の資格の区分に登載がある者が物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合又は物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が工事の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合は、第4号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第4号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。

(8) 日本国内に営業所を有しない者は、第4号アからウまでを省略することができる。

(9) 申請において使用する言語等

ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときには、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(10) 申請できる工種及び種目

ア 工事

別表1に掲げる工種を申請できる。

イ 物品・委託等

別表2に掲げる種目を申請できる。

ウ 設計・測量等

別表3に掲げる種目を申請できる。

5 変更に関する届出

前項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書変更届出を行い、その事実を証明する書類を前項第3号に定める部署に提出しなければならない。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参

加資格の一部を喪失するものとする。

- (1) 第3項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

7 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

8 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

9 入札参加資格の有効期間

前項の通知で定める有効期間の始期から令和5年3月31日まで

10 入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和4年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

11 この告示に関する問合せ先

横浜市財政局契約部契約第一課管理係
電話 045(671)2707

別表1
工事

コード	工種	コード	工種
01	土木	15	解体
02	舗装	16	フェンス
03	とび・土工	17	電気
04	港湾	18	電気通信
05	造園	19	管
06	石	20	管更正

07	建 築	21	機 械 器 具 設 置
09	内 装	22	消 防 施 設
10	建 具	23	さ く 井
11	塗 装	24	上 水 道
12	区 画 線 ・ 標 識	25	船 舶
13	防 水	26	そ の 他
14	鋼 構 造		

別 表 2

物 品 ・ 委 託 等

コ ー ド	種 目	コ ー ド	種 目
001	文 具 ・ 事 務 機 械	104	フ ォ ー ム 印 刷
004	教 育 用 品	105	地 図 作 成
011	雑 貨	106	製 本
013	機 械 器 具 ・ 工 具 類	108	特 殊 印 刷
015	コ ン プ ュ ー タ 類	109	印 刷 物 企 画 デ ザ イン
016	電 気 機 械 類	110	光 デ ィ ス ク 製 作 (C D 、 D V D 等)
019	医 療 機 械 器 具	201	自 動 車 修 理 ・ 点 検
020	理 化 学 機 械 器 具	202	そ の 他 の 修 理
021	医 薬	301	建 物 管 理
022	工 化 学 薬 品	303	浄 化 槽 ・ 貯 水 槽 等 清 掃
024	被 服	309	資 源 化 委 託
029	看 板 等 表 示 器 具	310	貨 物 運 送
033	什 器 ・ 家 具	315	害 虫 等 駆 除
034	厨 房 ・ 浴 槽 機 器 類	316	コ ン プ ュ ー タ 業 務
036	食 料 品 ・ 記 念 品	320	各 種 調 査 企 画
037	動 物 ・ 飼 料	321	検 査 ・ 測 定
038	自 動 車	322	映 画 ・ ビ デ オ 制 作
039	自 動 車 部 品	323	広 告
041	電 車 用 品	327	電 気 設 備 保 守
042	水 道 用 品	328	機 械 設 備 保 守
043	消 防 用 品	329	施 設 運 転 管 理 ・ 保 守
044	燃 料	330	廃 棄 物 処 理
047	原 材 料	350	そ の 他 の 委 託 等
056	船 舶 ・ 航 空 機	402	一 般 賃 貸
060	そ の 他 の 物 品	501	電 力 ・ 都 市 ガ ス
101	一 般 印 刷	603	そ の 他 の 業 務

別 表 3

設 計 ・ 測 量 等

コ ー ド	種 目	コ ー ド	種 目
901	建 築 設 計 (監 理 を 含 む)	905	建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 業 務
902	設 備 設 計	906	測 量
903	土 木 設 計	907	地 質 調 査
904	造 園 設 計		

横浜市告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年1月1日	原内科医院	青葉区つつじが丘30番地の1	病院又は診療
令和3年2月1日	たま田園心療クリニック	青葉区美しが丘一丁目23番地の2	同
同	ウエルシア薬局 横浜綱島東店	港北区綱島東四丁目8番37号	薬局
同	ひとみ薬局	港南区丸山台三丁目2番1号	同
同	大久保薬局	磯子区丸山二丁目2番11号	同
同	アクト調剤薬局	磯子区森三丁目4番40号	同
同	クリエイト薬局 磯子丸山店	磯子区丸山二丁目4番15号	同
同	須田トビヒ薬局	旭区中希望が丘94番地の52	同
同	ウエルシア薬局 瀬谷三ツ境店	瀬谷区二ツ橋町205番地	同
同	さくら薬局 新藤が丘店	青葉区藤が丘一丁目28番地の9	同
同	オアシス薬局	都筑区中川一丁目5番19号	同
同	あおぞら・てらん訪問看護ステーション	保土ヶ谷区新井町463番地の3	訪問看護
同	ケアーズ訪問看護リハビリステーション 上大岡	港南区上大岡東一丁目3番26号	同

横 浜 市 告 示 第 87 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
平 成 28 年 8 月 5 日	(新) 大 久 保 薬 局	磯 子 区 丸 山 二 丁 目 2 番 11 号	薬 局
	(旧) 合 資 会 社 大 久 保 薬 局		

横浜市告示第88号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、令和3年2月25日から施行する。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文 子

同表に次のように加える。

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）	第74条第1項	令和3年2月25日	地下水採取開始届出
	第75条第2項	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更完了届出
	第75条第3項	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更計画中止届出
	第76条第1項	令和3年2月25日	地下水採取に係る変更届出
	第77条第3項	令和3年2月25日	地下水採取に係る地位承継届出
	第78条第1項	令和3年2月25日	地下水採取に係る廃止届出
	第81条第1項	令和3年2月25日	地下水採取量及び水位測定結果報告
	第120条第1項	令和3年2月25日	掘削作業完了届出
	第124条第2項	令和3年2月25日	小規模揚水施設に係る承継届出
	第127条第1項	令和3年2月25日	小規模揚水施設廃止届出

横浜市告示第89号

美化推進重点地区の区域の指定

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）第9条第1項に規定する美化推進重点地区の区域を、次のとおり指定する。

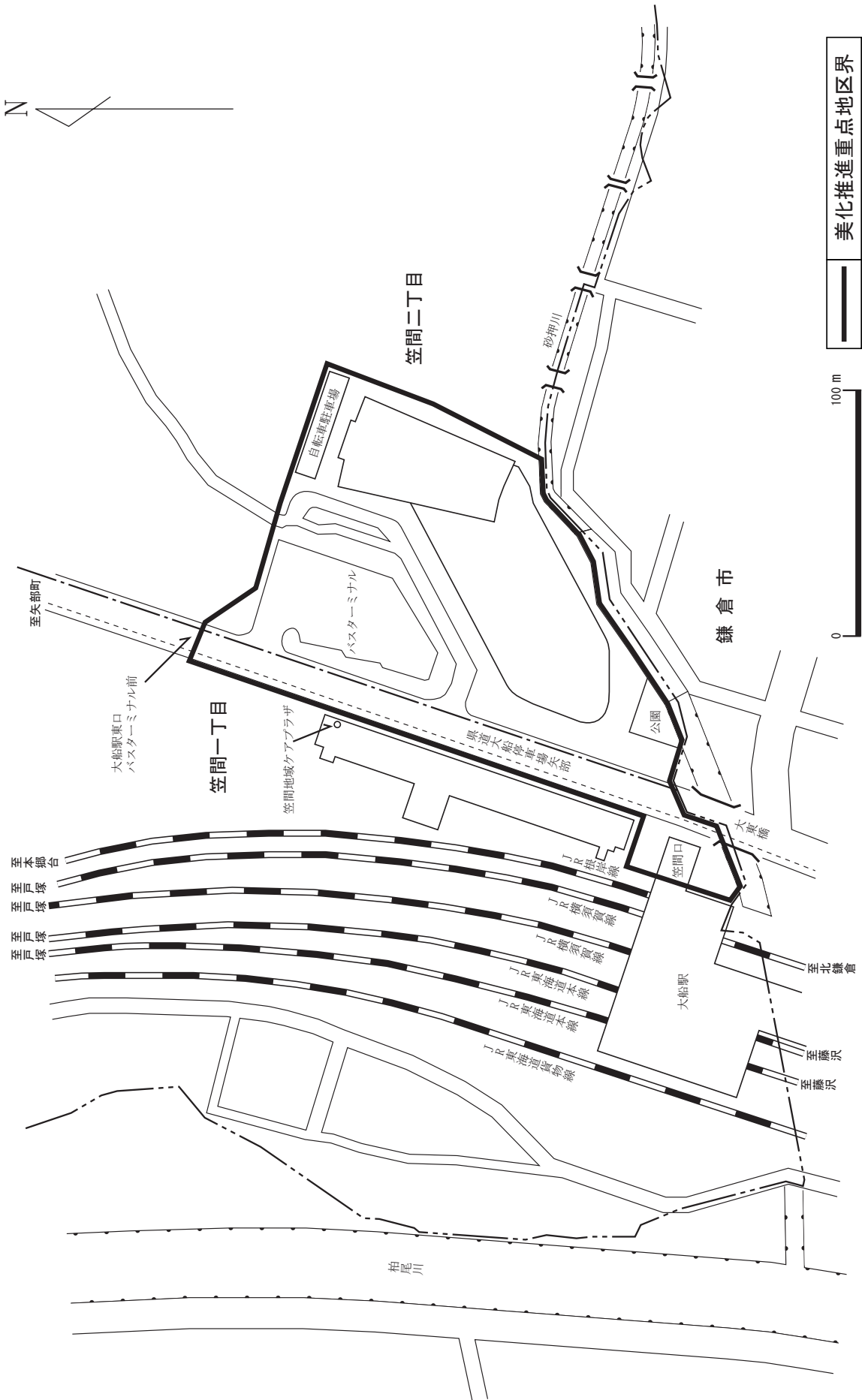
令和3年2月25日

横浜市長 林

文 子

指定年月日	指定場所	
	指定地区名	区域図
令和3年4月1日	大船駅周辺地区	別図のとおり

大船駅周辺地区



横浜市告示第90号

自動販売機の届出対象地区の区域の指定

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）第12条第1項に規定する自動販売機の届出対象地区の区域を、次のとおり指定する。

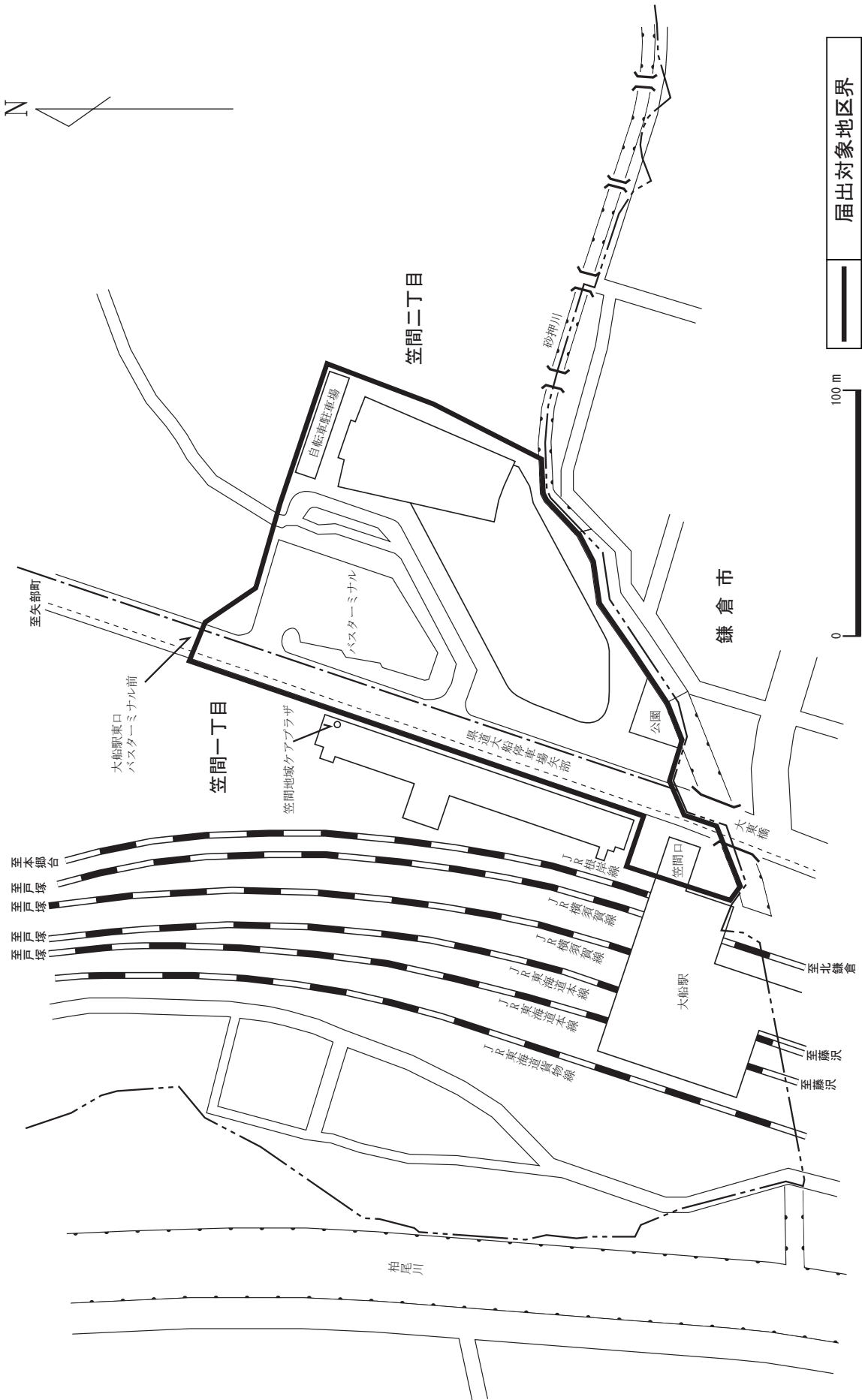
令和3年2月25日

横浜市長 林

文子

指定年月日	指定場所	
	指定地区名	区域図
令和3年4月1日	大船駅周辺地区	別図のとおり

大船駅周辺地区



横浜市告示第91号

横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示（平成31年2月横浜市告示第107号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文子

第1項の表中

「

同 10号岸壁前面区域	180	65
本牧ふ頭A突堤 1号岸壁前面区域	200	65
同 2号岸壁前面区域	200	65
同 3号岸壁前面区域	200	65
同 5号岸壁前面区域	300	70

」

を

「

同 10号岸壁前面区域	180	65
本牧ふ頭A突堤 5号岸壁前面区域	300	70

」

に改める。

第2項第3号の表中

「

同 7号岸壁から10号岸壁まで及び背後地	107
本牧ふ頭A突堤 1号岸壁から3号岸壁まで	273
本牧ふ頭B突堤 1号岸壁から4号岸壁まで	563

」

を

「

同 7号岸壁から10号岸壁まで及び背後地	107
本牧ふ頭B突堤 1号岸壁から4号岸壁まで	563

」

に改める。

横 浜 市 告 示 第 92 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和 3 年 2 月 26 日 から 施 行 す る。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 11 項 の 表 中

「

大黒ふ頭Ⅱ	同	985,064
-------	---	---------

」

を

「

大黒ふ頭Ⅱ	同	975,659
-------	---	---------

」

に 改 め る。

横 浜 市 告 示 第 93 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し、 令 和 3 年 3 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 5 項 第 3 号 ウ の 表 中

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区南本牧	451,454
------------------	-------	---------

」

を

「

南本牧ふ頭コンテナターミナル用地	中区南本牧	459,560
------------------	-------	---------

」

に 改 め る。

横 浜 市 告 示 第 94 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貸 し 付
ける 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貸 し 付 け る 港 湾
施 設 の 告 示 (平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 104 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 し、 令 和 3 年 3 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 2 項 第 2 号 の 表 中

「

南 本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	451,454
------------------------------------	---------

」

を

「

南 本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	459,560
------------------------------------	---------

」

に 改 め る。

公 告

横 浜 市 公 告 第 93 号 （ 令 和 3 年 2 月 16 日 掲 示 済 ）

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 候 補 者 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 （ 昭 和 30 年 政 令 第 47 号 ） 第 24 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 に つ い て 届 出 の あ っ た 候 補 者 の 氏 名 及 び 住 所 は 、 次 の と お り で あ る 。

な お 、 委 員 の 候 補 者 の 数 が 当 該 選 挙 に お い て 選 挙 す べ き 委 員 の 数 を 超 え ない た め 、 土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 第 26 条 の 規 定 に よ り 投 票 を 行 わ ない 。

令 和 3 年 2 月 16 日

横 浜 市 長 林

文 子

1 宅 地 所 有 者 か ら 選 出 す る 委 員 に つ い て の 候 補 者

氏 名	住 所
有 限 会 社 入 船 本 店	港 北 区 綱 島 西 五 丁 目 23 番 27 号

2 借 地 権 者 か ら 選 出 す る 委 員 に つ い て の 候 補 者
候 補 者 な し

横浜市公告第94号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和3年2月25日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和3年2月3日	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク	菅 博 嗣	中区山下町25番地	この法人は、横浜市域を中心とした市民等に対して、福祉の増進・環境の保全・地域の安全を含むまちづくりに関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。
令和3年2月4日	特定非営利活動法人クレイン	竹 田 幸 夫	鶴見区下末吉二丁目11番4号	この法人は、横浜市鶴見区及びその近隣の在住者等に対して、介護・保育に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
令和3年2月4日	特定非営利活動法人オフィスウイング	猪 谷 隆	西区浅間町1丁目7番地の6	この法人は、主に自閉症スペクトラム障害（児）者の

			地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--------------------------------------

横 浜 市 公 告 第 95 号

公 共 下 水 道 事 業 計 画 の 変 更

下 水 道 法 （ 昭 和 33 年 法 律 第 79 号 ） 第 4 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る
同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 計 画 を 変 更 す る
た め 、 下 水 道 法 施 行 令 （ 昭 和 34 年 政 令 第 147 号 ） 第 3 条 の 規 定 に よ
り 次 の と お り 公 告 し 、 当 該 事 業 計 画 を 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 当 該 事 業 計 画 の 変 更 に つ い て は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に
、 横 浜 市 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 下 水 道 事 業 計 画 の 名 称
横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 変 更 計 画 書
- 2 予 定 処 理 区 域
縦 覧 図 書 の と お り
- 3 工 事 着 手 の 年 月 日
昭 和 25 年 4 月 1 日
- 4 工 事 完 成 の 予 定 年 月 日
令 和 8 年 3 月 31 日
- 5 縦 覧 場 所
横 浜 市 中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 計 画 調 整 部 下 水 道 事 業 マ ネ ジ メ ン ト 課
- 6 縦 覧 期 間
令 和 3 年 2 月 25 日 か ら 令 和 3 年 3 月 3 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 96 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 12 月 15 日	10995	金 子 工 業 株 式 会 社	田 中 善 樹	(新) 緑 区 青 砥 町 415 番 地
				(旧) 青 葉 区 鴨 志 田 町 560 番 地 の 5

横 浜 市 公 告 第 97 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
10539	秋 葉 建 設 工 業 株 式 会 社	戸 塚 区 秋 葉 町 470 番 地	令 和 3 年 1 月 20 日

横 浜 市 公 告 第 98 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 原 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 案 を 作 成 す る の で 、 横 浜 市 地 区 計 画 等 の 案 の 作 成 手 続 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 57 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 40 号 ） 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 原 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 原 案 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 開 始 の 日 か ら 起 算 し て 3 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画

2 名 称

関 内 駅 前 地 区 地 区 計 画

3 位 置

中 区 尾 上 町 、 常 盤 町 、 真 砂 町 、 港 町 及 び 横 浜 公 園 地 内

4 縦 覧 期 間

令 和 3 年 2 月 25 日 か ら 令 和 3 年 3 月 11 日 ま で

5 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 99 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業 の 市 素 案 の 公 聴
会 の 開 催

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業 の 案 の 素 案 を 作 成 し た の
で、横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則（平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号）
第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 公 聴 会 を 開 催 し、同 規 則 第 3 条 の 規 定 に 基 づ
き そ の 案 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る。

公 聴 会 に お い て 公 述 を 希 望 す る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は、縦 覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 公 述 申 出 書 を 提 出 す る こ と が で き る
。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業
旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
旭 区 上 川 井 町 地 内
瀬 谷 区 上 瀬 谷 町、北 町、瀬 谷 町 及 び 中 屋 敷 三 丁 目 地 内
- 3 公 聴 会 の 日 時 及 び 場 所
 - (1) 日 時
令 和 3 年 3 月 25 日 午 前 9 時 公 開 開 始
 - (2) 場 所
横 浜 市 ホ ー ム ペ ー ジ で の 書 面 に よ る 意 見 の 公 開
（ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の 措 置 ）
- 4 縦 覧 期 間
令 和 3 年 2 月 25 日 か ら 令 和 3 年 3 月 11 日 ま で
- 5 縦 覧 場 所 及 び 公 述 申 出 書 提 出 先
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 3 年 2 月 25 日 か ら 令 和 3 年 3 月 11 日 ま で
- 7 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 190 番 地
横 浜 市 瀬 谷 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 100 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 12 月 26 日 第 30 開 1320 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 芝 2 丁 目 31 番 19 号
総 合 地 所 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 関 岡 桂 二 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 吉 田 町 671 番 の 1 、 671 番 の 13 、 671 番 の 14 の 一 部 、 67
1 番 の 22 か ら 671 番 の 25 ま で 、 688 番 の 9 、 688 番 の 10 、 699 番
の 3 、 778 番 の 10 の 一 部 及 び 778 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 101 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 1 月 27 日 第 31 開 1611 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 戸 塚 町 157 番 地
大 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 黒 田 憲 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 新 橋 町 6 番 の 1 、 6 番 の 2 、 6 番 の 8 、 6 番 の 9 の 一 部 、
6 番 の 10 、 6 番 の 11 、 6 番 の 12 の 一 部 、 6 番 の 13 、 6 番 の 14 、 6
番 の 16 、 6 番 の 18 及 び 50 番 の 11 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 102 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 19 日 第 31 開 1716 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 丁 目 3 番 2 号
住 友 林 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 光 吉 敏 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 荏 田 北 三 丁 目 7 番 の 6 の 一 部 、 7 番 の 20 及 び 7 番 の 40 か
ら 7 番 の 50 ま で

横 浜 市 公 告 第 103 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 6 月 1 日 第 2020 開 701 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 1,227 番 地
三 村 晴 美
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 1,227 番 の 4 、 1,227 番 の 9 の 一 部 、 1,227
番 の 10 の 一 部 、 1,227 番 の 11 の 一 部 及 び 1,227 番 の 13 か ら 1,227
番 の 18 ま で

横 浜 市 公 告 第 104 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 9 月 15 日 第 2020 開 1709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
福 岡 市 中 央 区 天 神 4 丁 目 4 番 1 号
株 式 会 社 オ リ エ ン タ ル ・ ホ ー ム
代 表 取 締 役 築 地 重 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 す み よ し 台 9 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 105 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 10 月 15 日 第 2020 開 1407 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 15 番 地 の 1
平 本 忠 士
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 31 番 の 3 、 31 番 の 11 、 31 番 の 17 及 び 31 番 の 18

横 浜 市 公 告 第 106 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 11 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 2 月 5 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 4 道 路 の 延 長
13.37 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 大 倉 山 四 丁 目 1,472 番 の 8 、 1,472 番 の 10 、 1,482 番 の
11 、 1,483 番 の 4 及 び 1,483 番 の 5
- 6 申 請 者 の 氏 名
森 忠 雄
関 口 和 廣

横 浜 市 公 告 第 107 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 17 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 2 月 15 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
4.83 m
- 5 指 定 の 場 所
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 1,765 番 の 9
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 レ イ ナ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 松 本 茂 人

横 浜 市 公 告 第 108 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 17 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 2 月 8 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
21.69 m
- 5 指 定 の 場 所
青 葉 区 藤 が 丘 一 丁 目 39 番 の 18
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 プ ラ ザ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 大 竹 順 一

横 浜 市 公 告 第 109 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 2 月 9 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

13.08 m

4 廃 止 の 場 所

鶴 見 区 生 麦 三 丁 目 384 番 の 1 、 384 番 の 2 及 び 384 番 の 3 の 各
一 部

5 申 請 者 の 氏 名

京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社

取 締 役 社 長 原 田 一 之

横 浜 市 公 告 第 110 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 105 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 2 月 10 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
46.90 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 六 ッ 川 二 丁 目 43 番 の 26 地 先 か ら 26 番 の 20 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 111 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 43 ・ 13 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 2 月 10 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m 及 び 7.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
344.6 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 南 区 上 永 谷 一 丁 目 5,283 番 の 70 地 先 か ら 5,283 番 の 79 地 先 ま
で 及 び 5,283 番 の 13 地 先 か ら 5,322 番 の 149 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 112 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 2 月 10 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
6.18 m
- 4 廃 止 の 場 所
磯 子 区 杉 田 三 丁 目 1,157 番 の 11 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
新 谷 生 馬

区 公 告

西 区 公 告 第 17 号 (令 和 3 年 2 月 9 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 3 年 2 月 9 日

横 浜 市 西 区 長 寺 岡 洋 志

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 4 - 53 浜 横 浜	平 成 30 年 8 月 19 日

西区公告第18号（令和3年2月9日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和3年2月9日

横浜市西区長 寺岡洋志

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 20 - 35 浜 横浜	令和2年2月1日

西 区 公 告 第 19 号 (令 和 3 年 2 月 9 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 3 年 2 月 9 日

横 浜 市 西 区 長 寺 岡 洋 志

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 20 - 33 浜 横浜	令 和 2 年 5 月 4 日

水 道 局

水 道 局 告 示 第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市水道局が発注する令和3年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和3年2月横浜市告示第85号）を準用する。

令和3年2月25日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大久保 智 子

交 通 局

交 通 局 告 示 第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市交通局が発注する令和3年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和3年2月横浜市告示第85号）を準用する。

令和3年2月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局告示第2号

公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

令和3年2月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市交通局金銭分任 企業出納員印（高速鉄 道本部運輸サービス課 長専用）	令和3年 2月25日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

医 療 局 病 院 経 営 本 部

医 療 局 病 院 経 営 本 部 告 示 第 1 号

特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参
加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、
物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係)

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 が 発 注 する 令 和 3 年 度 の 地 方 公 共 団 体
の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 7 年 政
令 第 372 号) の 適 用 の ある 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入
札 に 参 加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、
特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 する 者 に
必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計
・ 測 量 等 契 約 関 係) (令 和 3 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 85 号) を 準 用 する

。

令 和 3 年 2 月 25 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第1号

政治活動用ポスター掲示の禁止期間

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第3号の規定により、令和3年2月28日から横浜市長選挙の期日までの間、同条第16項第2号に規定するポスターの掲示は禁止される。

令和3年2月25日

横浜市選挙管理委員会

委員長 川口正壽

正誤

令和3年定期第59号42ページ下から3行目「港北区日吉一丁目19番の2、19番の9の一部、19番の11の一部、19番の12の一部、19番の21、19番の22、24番の3、25番の1、25番の17及び25番の19から25番の22まで」は「港北区日吉一丁目19番の2、19番の9の一部、19番の11の一部、19番の12の一部、19番の21、19番の22、24番の3、24番の17、25番の1及び25番の19から25番の22まで」の誤り。